

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の 「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱い

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第2号に係る都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）4（2）③の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取扱いを次のとおりとする。

- 1 低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、次の各号に定める区域内にあるものは、それぞれに定める緑地の保全に関する制限等の内容に適合しない場合は、認定を行わない。
 - (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域
 - (2) 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区
 - (3) 都市緑地法第34条に規定する緑化地域
 - (4) 都市緑地法第45条に規定する緑地協定区域
 - (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区
 - (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条の規定する建築協定区域
 - (7) 緑地の保全に関する条例の適用区域

- 2 低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号に規定する都市施設である緑地の区域内にある場合は、認定を行わない。

附則

この取扱いは、平成25年2月15日から施行する。